

商工貯蓄共済制度

制度のあらまし

この制度は、商工会の事業として国から認められ、月々わずかな掛金で、「貯蓄」「保障」「融資」の3つの機能を組合せた、全国の商工会員とその家族、従業員が加入できる商工会独自の共済制度です。更に、付加共済（全国商工会会員福祉共済制度の一部）としての「傷害補償」、「医療特約」を加えると病気の医療補償もプラスされ、総合的な共済です。

貯蓄

自己資本の充実

毎月の掛金は、その大部分が貯蓄積立金となり、知らず知らずのうちに資金が積み立てられ、自己資本の充実が図られます。

保障

企業と家族に安心

掛金の一部が割安な保険料に充てられ、万一の場合、保険金をお受け取りになることができ、ご家族も安心できます。

融資

企業の資金繰り

一定の条件のもとに低利な事業資金のあっせんが受けられ、企業の資金繰りが安定します。

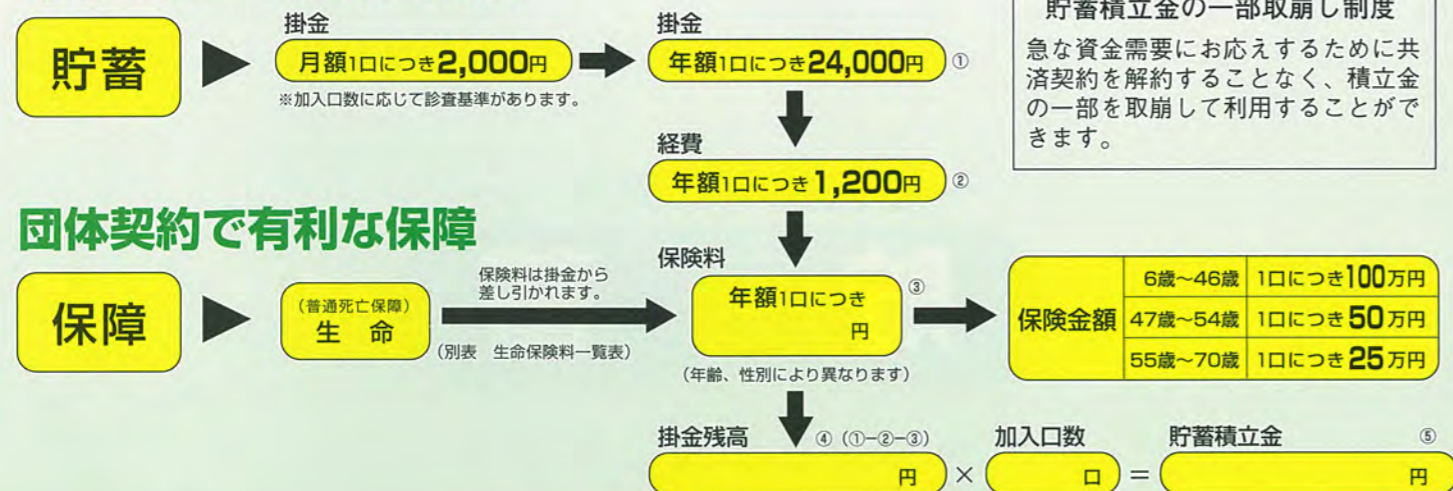
付加共済

ケガと病気をカバー

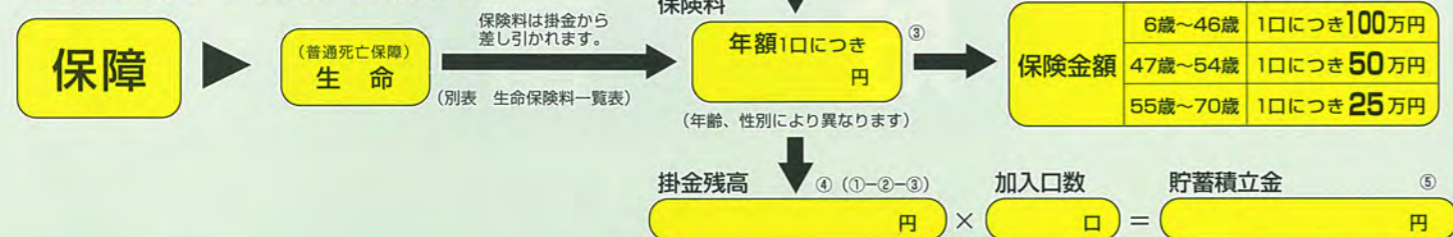
毎月の掛金から福祉共済の掛金を充当することで、国内外24時間、仕事やプライベートに関係なく、不慮の事故等によるケガに対して傷害補償されます。さらに医療特約を付加すれば、病気による入院・手術に対しても医療補償をプラスできます。

※商工貯蓄共済制度の新規加入時には、北海道商工業支援協同組合への加入が必要です。（出資金1口 200円）

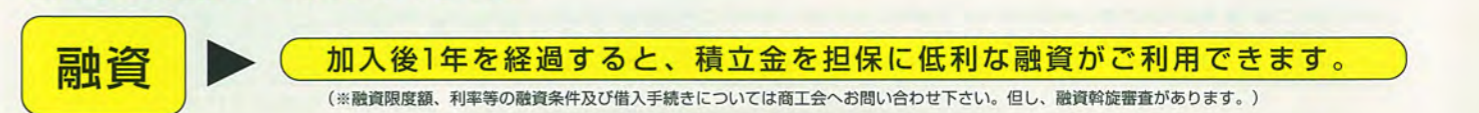
毎月の積立で資本の充実



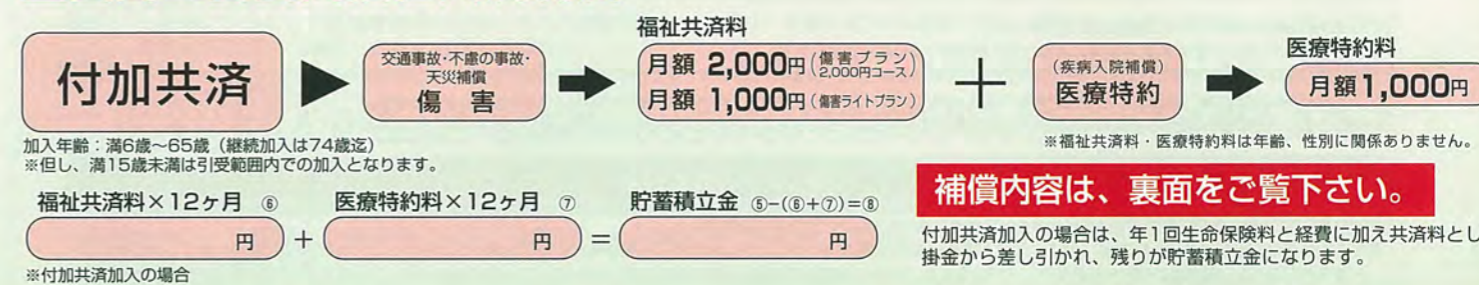
団体契約で有利な保障



低利な融資で経営の安定



全国商工会会員福祉共済制度



商工貯蓄共済に加入するには...

加入できる方

この制度にご加入できる方は、商工会の会員です。ただし、保険の対象となる方（被保険者）は、6歳から70歳までの健康な会員およびその家族、従業員です。

加入期間と毎月の掛金

加入期間は10年間（新規加入、契約更新時に66歳～70歳の方は5年間）で、毎月の掛金は年齢に関係なく、1口2,000円、お1人につき最高20口40,000円までご加入いただけます。

	6歳～14歳	満15歳～65歳	66歳～70歳
加入口数	最高10口	最高20口	最高5口
加入期間	10年		5年

・加入契約時の年齢により、加入期間及び加入限度口数が異なります。
・加入申込時点で満15歳未満の場合、死亡保険金額の引受限度額は他社・他業界の死亡保険金、火災死亡保険金等を通算して1,000万円です。

貯蓄積立金

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。

貯蓄積立金の解約払戻し

中途解約される場合は、貯蓄積立金から、1年間の保険料と経費を差引いた金額を払い戻します。

保険金と保険料、経費

保険金・保険料（別表）は年齢と性別により異なり、事務経費は1口につき年額1,200円です。

契約年齢	6歳～46歳	47歳～54歳	55歳～70歳
保険金額	1口につき100万円	1口につき50万円	1口につき25万円

※保険金の支払等についての詳細は、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

保険契約と診査基準

年齢と加入口数により、医師の診査が必要となる場合があります。

年齢	告知書扱	診査医扱
6歳～14歳	1口～10口 (100～1,000万円)	
15歳～39歳	1口～15口 (100～1,500万円)	16口～20口 (1,600～2,000万円)
40歳～46歳	1口～12口 (100～1,200万円)	13口～20口 (1,300～2,000万円)
47歳～54歳	1口～20口 (50～1,000万円)	
55歳～65歳	1口～20口 (25～500万円)	
66歳～70歳	1口～5口 (25～125万円)	

※生前給付特約（リビング・ニース特約）
加入した被保険者が余命6ヶ月以内と判断された時、被保険者に対し生前に保険金を支払う特約を付加することができます。
保険料の変更はありません。特約保険金を被保険者が受取られる場合は、非課税扱いとなります。

保険契約の発効と保障の消滅・失効

保険契約は加入した翌日から発効となります。ただし、有診査の場合は診査完了承認後となります。なお、途中で脱退・解約される場合は、解約申出日で保障は消滅します。また、6ヶ月以上掛金が中断し払込みがない場合、除斥され失効になる場合があります。

保険配当金と解約返戻金

死亡・満期時に配当金がある場合には、配当金が支払われます。また、中途解約された時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金が支払われます。

(注) 貯蓄積立金及び保険契約は、引受機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構及び生命保険契約者保護機構による保護が図られますが、破綻金融機関等の財産状況により貯蓄積立金を削減されたり、保険契約内容を変更される場合があります。

融資あっせんのご案内

- ◎ 本制度に加入して1年以上経過した後、正常に掛金を払い込んでいる加入者で、かつ借入金の返済が確実に認められた方は、北海道商工業支援協同組合（以下、組合という。）へのあっせんが受けられます。
- ◎ 融資あっせんには、商工会の金融審査委員会における審査が必要です。
- ◎ 資金の用途は、運転または設備資金で、加入者があっせんの対象になります。
- ◎ 融資利率、限度額等の融資条件及び借入手続きについては、商工会へお問い合わせください。

1 融資の内容

融資種別	資金用途	返済期間	融 資 額	返済期間	保証人
第三者保証	運転	5年以内	下記(1)をご参照下さい。	3年以内	下記(2)をご参照下さい。
				5年以内	
第三者無保証	設備	10年以内		10年以内	
				5年以内	
積立金範囲内			1年超 10年以内	不要	
積立金範囲内(短期)			1年以内		

(1) 融資限度額

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 積立金が 50万円未満の場合 | 融資対象積立金額の2倍以内 |
| ② 〃 50万円以上100万円未満の場合 | 融資対象積立金額+150万円 |
| ③ 〃 100万円以上250万円未満の場合 | 融資対象積立金額+300万円 |
| ④ 〃 250万円以上400万円未満の場合 | 融資対象積立金額+400万円 |
| ⑤ 〃 400万円以上 | 融資対象積立金額+500万円 |
- ※第三者無保証融資は商工貯蓄共済加入者数×10万円または上記金額の多い額としますが、200万円を限度とします。

(2) 保証人

- ① 第三者保証融資
1) 法人の場合…代表者個人1名及び第三者1名以上を必要とします。
2) 個人の場合…専従者又は生命保険金受取人のうち1名及び第三者1名以上を必要とします。
- ② 第三者無保証融資
1) 法人の場合…代表者個人1名を必要とします。
2) 個人の場合…専従者又は生命保険金受取人のうち1名を必要とします。
3) 申込人(法人の場合は代表者)の最終返済時年齢が満75歳までの方。
- ③ 積立金範囲内融資(短期含む)…不要

2 融資申込み金額

1,000万円以下の申込み …………… 10万円単位 1,000万円を超える場合の申込み …………… 50万円単位

3 返済方法

元金均等の分割返済となります。ただし、積立金範囲内(短期)は一括返済を選択できます。

4 融資実行日

融資は、毎月5日と25日(土・日・祝日の時は、翌日)に組合から実行されます。
ただし、積立金範囲内(短期)は毎月5日、10日、15日、20日、25日、30日に実行されます。
※融資手続きがありますので、お早めに商工会へお申込み下さい。

税務の取扱い

加入者	被保険者	保険金受取人	経理処理		受取保険金の処理	
			保険料	手数料	経理処理	
法人	役員	法人	福利厚生費	雑費又は支払い手数料	受取時…雑収入	支給時…退職金 弔慰費
	従業員	従業員 家族	給与(注1)	雑費又は支払い手数料		
個人企業	事業主	事業主 家族	事業主勘定(必要経費不算入)(注2)			
	従業員	事業主	福利厚生費	雑費	受取時…雑収入 (事業所得)	支給時…退職金 弔慰費

注1) 従業員全員を被保険者として契約した場合は、給与でなく福利厚生費として損金処理が可能です。
注2) 生命保険料控除の対象となります。

付加共済(全国商工会会員福祉共済)

共済期間は11月1日午後4時から翌年11月1日午後4時まで(中途加入の場合は加入月の1日午後4時から11月1日午後4時まで)です。申し出のない場合は自動更新です。

加入プラン		傷害プラン(2,000円コース)	傷害ライトプラン(1,000円コース)	
契約年齢※1		満6歳～65歳(継続加入は74歳迄)	満6歳～65歳(継続加入は74歳迄)	
掛 金		月々の掛金 2,000円	月々の掛金 1,000円	
共 済 金 額	傷 害 共 済 金	死亡共済金	1,000万円	400万円
		交通事故 不慮の事故	800万円	300万円
		天災	400万円	100万円
		後遺障害共済金	1,000万円～10万円	400万円～4万円
		交通事故 不慮の事故	800万円～8万円	300万円～3万円
		天災	400万円～4万円	100万円～1万円
	手 術 共 済 金	手術内容に応じて 手術共済金	20・10・5万円	10・5・2.5万円
		天災	10・5・2.5万円	5・2.5・1.25万円
		入院共済金 (1日あたり)	8,000円※3 (1日目～1,000日目)	4,000円※3 (1日目～1,000日目)
	通 院 共 済 金 (1日あたり)	交通事故・ 不慮の事故	4,000円(1日目～1,000日目)	2,000円(1日目～1,000日目)
		天災	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)
		天災	1,500円(3日目～100日目)	750円(3日目～100日目)
疾 病 共 済 金	疾病入院 見舞金	疾病による継続し た30日以上入院	5万円※4	2.5万円※4

- ※1 2014年11月1日時点での満年齢。
 ※2 上記のケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 ※3 2,000円タイプ・1,000円タイプの入院共済金は、6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付となります。
 ※4 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。なお、一度支払いの対象となった疾病は、その後の各共済期間において2度と対象とはなりません。
 ※5 上記表にかかわらず柔道整復師の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼・捻挫・打撲30日以内)。

医療特約(福祉共済にご加入されている方のみが、ご加入いただけます)

全国商工会連合会 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

- ・医療特約は、全国商工会連合会(以下、全国連)の自家共済と東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)が共同で引き受けを行なう制度です。
- ・この医療特約に加入できる方は、商工会会員とその家族、会員の従業員とその家族ならびに商工会・都道府県商工会連合会・全国連の役員とその家族であって健康な方に限ります(健康に関する告知義務あり)。
- ・東京海上日動火災保険(株)の医療保険は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国連が有します。
- ・医療特約の共済期間及び保険期間：11月1日午後4時～翌年11月1日午後4時
- ・中途加入は毎月引き受けます。当月締切までにお申込まないと、翌月1日午後4時から共済及び保険が開始します。

加入タイプ	医療特約	シニア医療特約
加入年齢	満6歳～65歳※1	満66歳～74歳
掛金(医療保険の保険料を含む)	月々の掛金 1,000円※2	月々の掛金 1,000円※2
疾病入院共済金及び保険金(1日あたり)	5,000円※3※4	4,000円※3※4
支払限度日数(1入院あたり)	120日※5※6	120日※5※6
免責日数	なし。入院1日目から補償されます。(日帰り入院も補償されます)	
疾病手術共済金及び保険金	重大手術 20万円※7	重大手術 16万円※7
	入院中 5万円	入院中 4万円
	入院以外 2.5万円	入院以外 2万円
放射線治療共済金	5万円	4万円
先進医療共済金	305万円～5万円	244万円～4万円

- ※1 継続加入であっても、共済及び保険開始日現在66歳となった場合はシニア医療特約に自動的に移行します。
 ※2 月々の掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は200円です(加入年齢にかかわらず一律)。
 ※3 疾病による入院1日あたり支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)の医療保険が750円を補償します。
 ※4 傷害による入院については、医療特約共済金及び保険金は支払われません(福祉共済の傷害共済金が支払われます)。
 ※5 契約が継続している限り、入院日数に通算の限度日数はありません(1入院あたりの限度日数はあります)。
 ※6 1回の入院(※)について120日が支払限度となります。
 (※)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院をするまでの継続した入院
 ・入院を終了した後、その入院の原因となった疾病によって再入院した場合は、再入院と前の入院を合わせた入院をいいます。ただし、入院が終了した日からその日を含めて6ヶ月を経過した日の翌日以降に被共済者が再入院した場合は、前の入院とは異なった入院として取扱います。
 ※7 「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています)。
 ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術